宗門総合振興計画 vol.8 - 45

寺院の適切な管理運営について

会計·稅務 12

寺院活動支援部〈一般寺院担当〉

不動産取得税・登録免許税・固定資産税

各税金の概要

(1)不動産取得税

土地や家屋を購入したり、 家屋を新築したりした場合に

課される道府県民税(※)です。 く不動産を取得したものに課税されます。標準税率は4 登記の有無や売買・交換・贈与等、

取得の理由に関係な

※地方税法第73条第3項において、「道府県民税は都民税と 読み替えるものとする」と規定されていますので、ここ

では都民税も含めて説明しております。

0%です。

(2)固定資産税

を所有しているものに対して課される市町村税です。標準 1月1日現在において、 固定資産 (土地、 家屋、 償却資産

宗門総合振興計画の一環として、 適正な寺院運営に資

するため、『宗報』(令和2年4月号)より、

会計・税務について、掲載しております。

今号は、不動産取得税・登録免許税・固定資産税

ΕŊ

紙税について掲載いたします。

宗教法人の

税率は1・4%です。

(3)都市計画税

準税率は0・3%以下です。を所有しているものに対して課される市町村民税です。標のうち、原則として市街化区域内に所在する土地及び家屋1月1日現在において、都市計画法による都市計画区域

(4)登録免許税

録免許税です。ります。その登記のため等に必要な税金が、国税である登は、その所有権を第三者に主張するために登記が必要となは、その所有権を第三者に主張するために登記が必要とな土地や建物を購入したり、建物を新築したりした場合

2.宗教法人における非課税措置

1)不動産取得税

不動産取得税は、非課税となっています。定する境内建物、境内地及び墓地のために取得した場合の宗教法人が専ら本来の用に供する宗教法人法第3条に規

非課税申告書を提出しなければなりません。 ただし、非課税の適用を受けるためには、不動産取得税

(2) 固定資産税及び都市計画税

固定資産税及び都市計画税は、非課税となっています。定する境内建物、境内地及び墓地のために取得した場合の定教法人が専ら本来の用に供する宗教法人法第3条に規

(3)登録免許税

なければなりません。際に、その不動産所在地の都道府県知事の証明書を添付しただし、非課税の適用を受けるためには、登記手続きの

〈『宗報』平成30年7月号参照〉が必要な場合は、「寺有財産取得証明願」を提出します。が必要な場合は、「寺有財産取得証明願」を提出します。

宗教法人所有の土地は非課税?

し、宗教の用に供する境内地については非課税となりま土地を取得し登記する際に必要な登録免許税。ただ

す。

せん。
都道府県知事発行の「証明書」を添付しなければなりまけいます」と自主申告すれば非課税となるわけではなく、使います」と自主申告する際に「この土地は宗教活動にこれは、登記申請をする際に「この土地は宗教活動に

受けることはできません。旦、登録免許税を納めた後、証明書を提出しても還付をしかも、登記申請時に添付しなければなりません。一

者、登記手続きを委任する司法書士との連絡を密にして不動産を取得する際には、売主や都道府県庁の担当うのが一般的です。そのため日数がかかります。証明書発行には、都道府県庁の担当者が現地確認を行

2.納付・過怠税

(割印)することで納付したことになります。収入印紙を購入し、契約書等の課税文書に貼り付け、消印

▽ 印紙税

おきましょう。

1

制度の概要

います。
印紙税とは、印紙税法別表第一の課税物件表に掲げられている不動産の譲渡契約書、金銭又は有価証券の受取書等を課税物件とし、その文書の作成者に対して賦課される税金です。
物件とし、その文書の作成者に対して賦課される税金です。
います。

3. 主な課税対象

表的なものは以下の通りです。印紙税の取り扱いで、宗教法人に関連するもののうち、代

(1)領収書

(2)土地賃貸借契約書(駐車場の貸付けを含む)「営業に関しないもの」として非課税となっており、収入「営業に関しないもの」として非課税となっており、収入にとえ収益事業に関して作成されたものであっても、

(3)建物賃貸借契約書

(同通達別表第一第1号の2文書)。

契約書記載金額に応じた収入印紙を貼る必要があります

印紙は不要です。 保証金に関する定めがない場合、不課税文書のため収入

の3文書7)。 保証金に関する定めがある場合、契約書記載金額に応じ保証金に関する定めがある場合、契約書記載金額に応じ

(4収入印紙の消印方法について

り消印する必要があります。法人印や代表印でなくてもか表者を含む)、使用人その他の従業員の印章又は署名によしたことにはなりません。自己又はその代理人(法人の代したことにはなりません。自己又はその代理人(法人の代ー方のみでもかまいません。

まいません。

基づき、掲載しております。 ら行政手続きまで』(株式会社出版文化社、2018)に編著の『実務がわかる「宗教法人会計・税務」基礎か本内容は、宗派顧問税理士「税理士法人ゆびすい」

